○奈良市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する要項

- 第1章 基準の性格
- 第2章 総論
- 第3章 地域密着型サービス
 - 第1 定期巡回·随時対応型訪問介護看護
 - 第2 夜間対応型訪問介護
 - 第2の2 地域密着型通所介護
 - 第3 認知症対応型通所介護
 - 第4 小規模多機能型居宅介護
 - 第5 認知症対応型共同生活介護
 - 第6 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 第7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 第8 複合型サービス
- 第4章 地域密着型介護予防サービス

第1章 基準の性格

- 1 この要項は、奈良市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成30年奈良市条例第12号。以下「条例」という。)及び奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成30年奈良市条例第13条。以下「予防条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 条例及び予防条例の趣旨及び内容については、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)に定めるもののほか、この要項に定めるとおりとする。
- 3 条例第3条第4項及び予防条例第3条第4項は、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)に基づき、本市と事業者が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、法人の役員、管理者をはじめとする事業の運営に従事する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならない。

第2章 総論

1 事業所の名称

事業所の名称は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを 提供する事業所として適切な名称とし、誤解を与えるものとならないよう十分に留意 すること。

2 「勤務時間」の定義

勤務時間とは、労働者が使用者の指揮命令の下に置かれている実労働時間とする。 したがって、事業所(サテライト型の事業所又は施設を含む。)以外での待機時間等を、 勤務時間に算定することは認められない。

3 面積や幅の算定方法

面積や幅は内法方法により算定すること。ただし、固定物は面積から省くこと。なお、他の指針等により算定方法が別に定められている場合についても、内法方法により算定することが望ましい。

4 区画

1つの建物に複数の事業所が混在する場合は、出入口や区画を区分する等、それぞれの利用者や従業者が入り交ざらないようにするほか、感染症の発生及びまん延の防止に十分に配慮すること。

5 事故報告

事故が発生した場合には「介護保険事業者事故報告取扱要領」に則り、奈良市への報告を原則3日以内に行うこと。なお、緊急性の高い事故については、速やかに電話により報告するとともに、その後報告書を提出すること。

6 関連法令等の遵守

事業を運営するにあたっては、以下に例示する法令を含め、関連する法令や条例等 を遵守すること。

- (1) 介護保険法
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- (3) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年 法律第124号)
- (4) 消防法 (昭和23年法律第186号)
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (7) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (8) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)

第3章 地域密着型サービス

第1 定期巡回·随時対応型訪問介護看護

1 管理者の兼務の範囲(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)第3条の5)

管理者は、当該事業における従業者と兼務する場合、同一事業所内で行う他の事業の管理者及び同一敷地内に所在する他の事業所の管理者のみ兼務することができる。したがって、この場合は同一事業所内で行う他の事業の従業者や、同一敷地内に所在する他の事業所の従業者との兼務は認められない。

ただし、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所並びに夜間対応型訪問介護事業所において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務と同時並行的に行われることが差し支えないとされている職務に従事する場合にあっては、この限りではない。

2 消毒設備(省令第3条の6第1項)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の性質上、感染症予防に特に配慮する必要がある。洗面設備等感染症予防に必要な消毒設備については、出入口等、 感染症の予防に配慮した位置に必ず設けることとする。

なお、他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用する場合に おいては、他の事業の利用者に感染症がまん延しないよう十分に配慮すること。

3 重要事項説明書の記載項目(省令第3条の7第1項)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業所から指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の提供を受けることにつき文書により同意を得ること。な お、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重 要事項説明書)には、次の項目を定めておくこと。

- ① 運営規程の概要
- ② 従業者の勤務体制
- ③ 通常の事業の実施地域
- ④ 利用料その他の費用の額
- ⑤ 緊急時の対応
- ⑥ 事故発生時の対応
- ⑦ 苦情処理の体制及び窓口(事業所、奈良市、国民健康保険団体連合会の連絡先)
- ⑧ 守秘義務
- ⑨ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- ⑩ 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合における指定訪問 看護事業所との連携の内容
- ⑪ 他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に事業の一部委託 を行う場合の当該委託業務の内容
- ② 他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に随時対応サービスを行う場合の、事業所間の連携の内容等

- ③ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)
- 4 サービス提供の記録(省令第3条の18第1項)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日、サービスの開始時刻及び終了時刻、提供した具体的なサービスの内容、訪問介護員等の氏名、利用者の氏名及び心身の状況その他必要な事項を記録すること。

5 交通費(省令第3条の19第3項)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関して、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの交通費(移動に要する費用)の支払を受けることができることとする。

なお、通常の事業の実施地域内の交通費については、駐車場代も含め徴収できないものとする。

- 6 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の変更(省令第3条の24第8項) 利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合、利用者が介護保険法(平成9年法律第123号)第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合等、必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。
- 7 勤務体制の確保(省令第3条の30第1項及び条例第13条)
 - ① 省令第3条の30第1項について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに作成する勤務形態一覧表には、兼務の場合は職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。
 - ② 条例第13条は、従業者がやり甲斐を感じ働き続けることができるよう職場環境の整備を促進するため、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めることとしたものである。
- 8 苦情処理(省令第3条の36第1項)

「必要な措置」とは、具体的には、事業所、奈良市及び国民健康保険団体連合会の各相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

9 報告(条例第17条)

条例第17条に規定する報告は、市長が介護サービスの向上を図るために必要と認める情報を記載した書面により行うものとする。

- 第2 夜間対応型訪問介護
 - 1 重要事項説明書の記載項目

省令第18条の規定により、省令第3条の7の規定は指定夜間対応型訪問介護の 事業について準用されるものであるが、この場合において指定夜間対応型訪問介護 事業者は、当該事業所から指定夜間対応型訪問介護の提供を受けることにつき文書 により同意を得ること。なお、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる 重要事項を記した文書(重要事項説明書)には次の項目を定めておくこととする。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務体制
- (3) 通常の事業の実施地域
- (4) 利用料その他の費用の額
- (5) 緊急時の対応
- (6) 事故発生時の対応
- (7) 苦情処理体制及び窓口(事業所、奈良市、国民健康保険団体連合会の連絡先)
- (8) 守秘義務
- (9) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- (10) 他の指定訪問介護事業所に事業の一部委託を行う場合の当該委託業務の内容
- (11)他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に随時対応サービスを行う場合の事業所間の連携の内容等
- (12) オペレーションセンターを設置しない場合のオペレーションサービスの実施 方法
- (13) 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の 年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)
- 3 その他

サービス提供の記録、交通費、夜間対応型訪問介護計画の変更、勤務体制の確保、 苦情処理及び報告については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、第1の4から9を参照されたい。この場合において、第1の6中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは、「夜間対応型訪問介護計画」と読み替えること。

第2の2 地域密着型通所介護

1 管理者の兼務の範囲

管理者は、当該事業における従業者と兼務する場合、同一事業所内で行う他の事業の管理者及び同一敷地内に所在する他の事業所の管理者のみ兼務することができる。したがって、この場合は同一事業所内で行う他の事業の従業者や、同一敷地内に所在する他の事業所の従業者との兼務は認められない。

ただし、指定地域密着型通所介護の事業と第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、この限りではない。

また、専従要件のある加算を算定している場合にあっては、管理業務に支障があ

ると考えられるため、管理者が当該要件に該当する職員と兼務することは認められない。

2 生活相談員(省令第20条第1項第1号)

生活相談員の資格要件については、奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の 基準に関する要項(以下「特養要項」という。)第2の3の規定を準用する。

3 看護職員(省令第20条第1項第2号)

看護職員について、「1以上」とは、毎営業日の単位ごとに2時間以上配置されていることをいうものとする。

4 事業所

事業所及び事業所と構造上一体的と認められる区画には、地域密着型通所介護従 業者及び利用者が居住すべきではない。

5 乗降地

指定地域密着型通所介護事業所は、省令第22条第1項に規定する指定地域密着型通所介護の提供に必要な設備として、その敷地内に送迎車を駐車し、利用者が乗降するためのスペース(以下「乗降地」という。)を設けること。なお、乗降地は利用者が事業所まで安全に移動できる位置とすること。やむを得ない理由により敷地内に乗降地を確保することができない場合は、隣地地権者の同意を書面で得るとともに、利用者の安全性が十分に確保される場合に限り、隣地の駐車場等を乗降地とすることができる。なお、乗降地から事業所までの経路は、利用者の安全が十分に確保されるものとすること。

- 6 食堂及び機能訓練室(省令第22条第2項第1号)
 - (1)食堂及び機能訓練室は、全体を見渡すことができる構造にする等により利用者の安全について十分考慮すべきである。さらに、原則として1階に設けるべきであるが、地階又は2階以上に設ける場合には事業所専用のエレベーターを設けること等により利用者の安全及び円滑なサービスの提供について十分考慮すべきである。
 - (2) 食堂及び機能訓練室中の機能訓練に使用しない固定物等は、面積から省くこと。なお、キッチンについては、利用者が参加可能な仕様とした上で機能訓練に使用する場合はキッチンの面積を、機能訓練に使用しない場合はキッチン及び前30センチメートル幅の面積を、食堂及び機能訓練室の面積から省くこととする。

7 非常災害対策(省令第32条第1項)

指定地域密着型通所介護事業者が同条第1項に規定する避難訓練、救出訓練その他の訓練を実施するに当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めること。そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。また、訓練

の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より 実効性のあるものとすること。

8 重要事項説明書の記載項目

省令第37条の規定により、省令第3条の7の規定は指定地域密着型通所介護介護の事業について準用されるものであるが、この場合において指定地域密着型通所介護事業者は、当該事業所から指定地域密着型通所介護の提供を受けることにつき文書により同意を得ること。また、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)には、次の項目を定めておくこととする。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務体制
- (3) 通常の事業の実施地域
- (4) 利用料その他の費用の額
- (5) 緊急時の対応
- (6) 事故発生時の対応
- (7) 苦情処理体制及び窓口(事業所、奈良市、国民健康保険団体連合会の連絡先)
- (8) 守秘義務
- (9) 利用定員
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の 年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)

8 その他

サービス提供の記録、交通費、地域密着型通所介護計画の変更、勤務体制の確保、 苦情処理及び報告については、基本的に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と同趣旨であるため、第1の4から9までを参照されたい。この場合において、第1の6中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは、「地域密着型通所介護計画」と読み替えること。なお、第1の4の記載の事項中の「訪問介護員等の氏名」は対象から除くこととする。

第3 認知症対応型通所介護

指定地域密着型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第2の2を参照されたい。

ただし、第2の2の3「看護職員」の項目については、適用しないものとする。

第4 小規模多機能型居宅介護

1 身体的拘束等の原則禁止の実効性の確保(省令第73条第1項第5号、第6号及び条例第9条)

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

き、身体的拘束等を行ってはならない。また緊急やむを得ない場合であっても、その判断を身体拘束廃止委員会で行い、利用者及びその家族に対して説明を行ったうえで、同意を得ること。その場合は、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(当該理由について検討した過程を含む。)、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組を記録することにより、判断の過程の客観性を確保し、慎重に判断すること。

2 備蓄用非常食等の確保(条例第14条第2項)

指定小規模多機能型居宅介護事業所における災害対応強化を図るため、非常災害 時における備蓄として、施設の実情に応じた非常食、飲用水、日用品等の確保に努 めなければならない。

3 重要事項説明書の記載項目

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該事業所から指定小規模多機能型居宅 介護の提供を受けることにつき文書により同意を得ること。また、利用申込者のサ ービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)には、 次の項目を定めておくこととする。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務体制
- (3) 通常の事業の実施地域
- (4) 利用料その他の費用の額
- (5) 緊急時の対応
- (6) 事故発生時の対応
- (7) 苦情処理の体制及び窓口(事業所、奈良市、国民健康保険団体連合会の連絡先)
- (8) 守秘義務
- (9) 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年 月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)
- 5 その他
- (1) 管理者の兼務の範囲、乗降地については、指定地域密着型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第2の2の1及び5を参照されたい。この場合において、第1の1中「第一号通所事業」とあるのは、「介護予防小規模多機能型居宅介護」と読み替えること。
- (2) サービス提供の記録、交通費、小規模多機能型居宅介護計画の変更、勤務体制 の確保、苦情処理及び報告については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の場合と基本的に同趣旨であるため、第1の1及び4から9までを参照されたい。 この場合において、第1の6中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあ

るのは、「地域密着型通所介護計画」と読み替えること。

第5 認知症対応型共同生活介護

1 計画作成担当者と管理者との兼務(省令第91条第1項)

2以上の共同生活住居を有する事業所において、共同生活住居を越えての兼務となるため、計画作成担当者と管理者との兼務は出来ないことに留意すること。ただし、共同生活住居ごとに管理者を配置する場合は、この限りではない。

2 重要事項説明書の記載項目

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該事業所から指定認知症対応型共同 生活介護の提供を受けることにつき文書により同意を得ること。また、利用申込者 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書) には、次の項目を定めておくこととする。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務体制
- (3) 利用料その他の費用の額
- (4) 緊急時の対応
- (5) 事故発生時の対応
- (6) 苦情処理体制及び窓口(事業所、奈良市、国民健康保険団体連合会の連絡先)
- (7) 守秘義務
- (8) 利用定員
- (9) 非常災害対策
- (10) 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年 月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)
- 3 その他
- (1) 認知症対応型共同生活介護計画の変更、勤務体制の確保、苦情処理及び報告については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、第1の2の(4)から(6)まで及び(8)を参照されたい。
- (2) 管理者の兼務の範囲については、指定地域密着型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第2の2の1を参照されたい。この場合において、第1の1中「第一号通所事業」とあるのは、「介護予防認知症対応型共同生活介護」と読み替えること。
- (3) 身体的拘束等の原則禁止の実効性の確保及び備蓄用非常食等の確保については、 指定小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第4の1及び 2を参照されたい。
- 第6 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 1 生活相談員(省令第110条第1項第1号) 生活相談員の資格要件については、特養要項第2の3の規定を準用する。

- 2 食堂及び機能訓練室(省令第112条第4項) 食堂及び機能訓練室は、全体を見渡すことができる構造にする等により、利用者 の安全について十分考慮すべきである。
- 3 重要事項説明書の記載項目(省令第113条) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、当該事業所から指定地域密着型特 定施設入居者生活介護の提供を受けることにつき文書により同意を得ること。なお、 入居申込者のサービスの選択に資すると認められる文書(重要事項説明書)には、 次の項目を定めておくこと。
- (1) 運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務体制
- (3) 利用料その他の費用の額及びその改定の方法
- (4)緊急時の対応
- (5) 事故発生時の対応
- (6) 苦情処理の体制及び窓口(事業所、奈良市、国民健康保険団体連合会の連絡先)
- (7) 守秘義務
- (8) 入居定員及び居室数
- (9) 非常災害対策
- (10)介護居室に移る場合の条件及び手続
- (11)介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要
- (12) 要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容
- (13)他の事業者が委託により行う指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る 全部又は一部の業務(以下「委託業務」という。)の利用料の額及びその改定の 方法
- (14) 地域密着型特定施設入居者生活介護事業者と委託業務を行う他の事業所との 分担の内容
- (15) 委託業務を行う事業者及び事業所の名称並びに委託業務の種類
- 4 その他
- (1)) 地域密着型特定施設サービス計画の変更、勤務体制の確保、苦情処理及び報告 については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨で あるため、第1の6から9までを参照されたい。
- (2) 身体的拘束等の原則禁止の実効性の確保及び備蓄用非常食等の確保については、 指定小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第4の1及び 2を参照されたい。
- (3) 管理者の兼務の範囲、非常災害対策については、指定地域密着型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第2の2の1及び7を参照されたい。この場合において、第2の2の1中「第一号通所事業」とあるのは、「介護予防地域密着型

特定施設入居者生活介護」と読み替えること。

第7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1 生活相談員(省令第131条第1項第2号)

生活相談員の資格要件については、特養要項第2の3の規定を準用する。

- 2 設備に関する基準(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。)
- (1) 1の居室の定員(条例第8条)

条例第8条第1項の市長が特に必要と認める場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、次の②から④までに掲げる場合において、1の居室の定員が2人以上の室(以下「多床室」という。)の定員の合計は、当該施設全体の定員の2分の1を超えないものとする。

- ① 入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合で、 定員を2人とするとき。
- ② 土地の取得が極めて困難等の理由により現有敷地内で既存施設を建て替える場合に、土地の形状、面積等の制約により多床室でなければ建築できない場合で、奈良市から多床室を設ける必要がある旨の意見の申出があるとき。
- ③ 既存施設を建て替える場合で、サービス利用者の所得の状況等の動向を踏まえて、奈良市から多床室を設ける必要がある旨の意見の申出があるとき。
- ④ その他地域の実情に応じて多床室の整備が必要と認められるとき。
- (2)食堂及び機能訓練室(省令第132条第1項第7号)

食堂及び機能訓練室は、全体を見渡すことができる構造にする等により利用者の安全性について十分考慮すること。また、食堂及び機能訓練室中の機能訓練に使用しない固定物等は、面積から省くこと。なお、キッチンについては、利用者が参加可能な仕様としたうえで機能訓練に使用する場合はキッチンの面積を、機能訓練に使用しない場合はキッチン及び前30センチメートル幅の面積を、食堂及び機能訓練室の面積から省くこととする。

- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備については、以下のことに留 意すること。
- (1) 居室(省令第160条第1項第1号イ)

居室の床面積等の算定方法は、内法方法によること。また、居室はいずれかの ユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け なければならない。この場合において、「当該ユニットの共同生活室に近接して一 体的に設け」られる居室とは、次の3つをいう。

- ① 当該共同生活室に隣接している居室
- ② 当該共同生活室に隣接してはいないが、①の居室と隣接している居室

- ③ 当該共同生活室に隣接してはいないが、②の居室と隣接しており、当該共同 生活室に近接して一体的に設けられていると考えられる居室
- (2) 便所(省令第160条第1項第1号二)

便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1箇所に集中して設けるのではなく、2箇所以上に分散して設けるとともに、3部屋に1つ以上の数を設けることが望ましい。また、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。

なお、居室内に設ける場合、衛生面からカーテンでの間仕切りは望ましくない ため、他の方法により間仕切りを行うよう努めること。

4 食事(条例第12条及び省令第140条第1項)

規則的な食事が単なる栄養の摂取のみにとどまらず、生活の質の維持及び向上において重要な意義を持つことを踏まえ、入所者の心身の状況及び嗜好への配慮に加えて旬の食材や郷土食を取り入れる等の献立の工夫に努めることにより、入所者の食べる意欲の維持及び向上に努めることとしたものである。

5 管理者の兼務の範囲(省令第146条)

管理者は、当該事業における従業者と兼務する場合、同一事業所内で行う他の事業の管理者及び同一敷地内に所在する他の事業所の管理者のみ兼務することができる。 したがって、この場合は同一事業所内で行う他の事業の従業者や、同一敷地内に所在する他の事業所の従業者との兼務は認められない。

ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と指定短期入所生活介護 又は指定介護予防短期入所生活介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合、または当該施設がサテライト型居住施設である場合に、本体施設の業務に従事する場合にあっては、この限りではない。

また、専従要件のある加算を算定している場合にあっては、管理業務に支障があると考えられるため、管理者が当該要件に該当する職員と兼務することは認められない。

6 衛生管理等(省令第151条第2項第2号)

「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策、発生時の対応並びに感染対策委員会の構成員及び開催頻度を規定すること。

7 事故発生の防止のための指針(省令第155条第1項第1号)

指定地域密着型介護老人福祉施設が整備する「事故発生の防止のための指針」 には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 介護事故の防止のための委員会の構成員及び開催頻度
- ④ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

- ⑤ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそ うになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくと介護事故に 結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護 に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ⑥ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ⑦ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑧ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

8 報告

市長が別に定めるところは次に掲げるものとする。

- ①施設状況報告書
- ②特別養護老人ホーム待機者状況調査書
- ③その他介護サービスの質の向上を図るために必要な情報の調査

9 その他

- ① 地域密着型サービス計画の変更、勤務体制の確保及び苦情処理については、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、 第1の6から8までを参照されたい。
- ② 身体的拘束等の原則禁止の実効性の確保及び備蓄用非常食等の確保については、指定小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第4の 1及び2を参照されたい。
- ③ 重要事項説明書の記載項目は認知症対応型共同生活介護の場合と同一である ため、第5の2を参照されたい。この場合において、「利用定員」は、「入所定 員」と読み替えることとする。
- ④ 非常災害対策については、指定地域密着型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第2の2の7を参照されたい。

第8 複合型サービス

(1) 指定地域密着型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第2の2を参照されたい。ただし、管理者の責務及び消毒設備については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同趣旨であるため、第1の1及び2を参照されたい。この場合において、第1の1中ただし書き以降は適用しない。

第4章 地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービス等の人員、設備及び運営に関する基準については、第3章に記載した地域密着型サービスに係る取扱いと同様であるので、該当部分を参照されたい。